

ID: 827

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	土地改良事業の障害物の除去等		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第119条		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第119条の規定による。 (障害物の移転等) 第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日